

情報交換の機会の提供などに資するため、より広域的に活動する子育てサポーターリーダーを養成し、地域における相談体制の一層の充実を図っている。

さらに、2005（平成17）年度からは、子育てについて学ぶ余裕のない親や、子育てに対して不安や悩みを持ちながら孤立しがちな親などが、いつでも、どこでも、気軽に学習をしたり、相談をしたり、身近な子育て情報を入手できるよう、携帯電話やパソコンなどのITを活用した先進的な家庭教育支援の取組を推進してい

る。

3 子どもの基本的生活習慣の育成

早寝早起きや朝食をとるなど子どもの望ましい基本的生活習慣を育成するため、2006（平成18）年度から、生活リズム向上に関する全国的な普及啓発活動や先進的な実践活動等の調査研究を行っている。また、地域ぐるみで生活リズムの向上を図るため、PTA等の様々な関係団体の協力を得て、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進している。

第5節 地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する

高齢者の就労機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設との送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導

等の支援を行う高齢者活用品育支援事業を実施しており、経験豊かな高齢者が地域における子育ての担い手として活躍されている。

第6節 児童虐待防止対策を推進する

1 児童虐待の現状

児童虐待への対応については、2000（平成12）年11月20日の「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」）が施行され、その後2004（平成16）年には、児童虐待防止法及び児童福祉法の2つの法律が改正され、制度的な対応についても充実が図られてきたところである。しかしながら、子どもの生命が奪われるなど、重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、2006（平成18）年度には、37,343件（速報値）となるなど、社会全体で早急に取り組むべき重要な課題となっている。

2 児童虐待防止対策の取組状況

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、虐待を経

験した者が親になった時に虐待を再現してしまう世代間連鎖を引き起こす場合もあるなど、深刻な影響をもたらすこともある。このため、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、さらには虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実していくことが必要である。

このため、

発生予防に関しては、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する「生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」や、出産後間もない時期や養育が困難な家庭に対して、訪問による援助、技術支援等を行う「育児支援家庭訪問事業」の推進、子育て中の親子が相談・交流できる「地域子育て支援拠点」の整備

早期発見・早期対応に関しては、市町村における要保護児童対策地域協議会（子ど

もを守る地域ネットワーク)の設置促進及び機能強化、児童相談所がいつでも相談に応じられる24時間・365日体制の整備、児童福祉司の配置基準の見直しなど児童相談所の体制強化、虐待をした親自身への再発防止対策として、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取組を行う家族療法事業の推進

保護・自立支援に関しては、児童養護施設等の小規模ケアの推進、個別対応職員の常勤化や乳児院の家庭支援専門相談員の拡充等、ケア担当職員の質的・量的充実、里親委託の推進、身元保証人を確保するための事業の創設

などの取組を進めている。

特に、2006(平成18)年度においては、2007(平成19)年1月に児童相談所運営指針等の改正を行い、児童相談所の虐待対応について、安全確認を行う時間ルールを設定し、その時間としては48時間以内が望ましい旨明記するなど安全確認に関する基本ルールの設定、虐待に関する情報についてはすべて通告として受理するなど虐待通告の受付に関する基本の徹底、要保護児童対策地域協議会の運営強化など関係機関相互における情報共有の徹底、などの見直しを行ったところである。

3 児童虐待防止法及び児童福祉法の改正

2007(平成19)年には、児童虐待防止法及び児童福祉法の2つの法律が改正された。この改正法は、2004(平成16)年の改正児童虐待防止法附則の見直し規定を踏まえ、議員提案により2007年4月に国会に提出され、同年5月に成立した(2008年4月施行)。主な改正事項については、次のとおりである。

児童の安全確認等のため、裁判官の許可状を得た上で、解錠等を伴う立入を可能とする立入調査等の強化

保護者に対する面会・通信等の制限の強

化、都道府県知事が保護者に対し児童へのつきまといや児童の住居等付近でのはいかいを禁止できる制度の創設等

保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

4 児童虐待防止に向けた広報啓発の取組

2004(平成16)年から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、その期間中、関係府省庁や地方自治体、関係団体等と連携した集中的な広報・啓発活動を実施している。2006(平成18)年度においては、月間標語の公募・決定、全国フォーラムの開催(11月10日~11日)広報啓発ポスター・チラシの作成、配布及び政府広報を活用した各種媒体(テレビ、新聞、雑誌等)による広報啓発などを実施した。また、児童虐待防止の啓発を図ることを目的に、民間団体(児童虐待防止全国ネットワーク)が中心となって実施している「オレンジリボンキャンペーン」について後援を行っている。

5 児童虐待の事例検証等の取組

児童虐待による死亡事例等の検証は、事件の再発防止と対策を講ずる上での課題を抽出するために重要な意義を持つものであり、2004(平成16)年10月に設置した「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の第1次報告(2005年4月)、第2次報告(2006年3月)に続き、2007(平成19)年6月に、第3次報告をとりまとめ、公表したところである。

さらに、学校における児童虐待の早期発見・早期対応体制の充実を図るため、2005(平成17)年度より、学校等における児童虐待防止に関する国内外の先進的取組について調査研究を実施し、2006(平成18)年5月に報告書を取りまとめたところである。